

令和3年 第10回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和3年12月24日(金) 15時10分 から 16時25分

2. 開催場所 東神楽町役場 2階 研修室1

3. 出席委員 11名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員 6番 岸本 昌延

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

第6 議案第4号 あっせん委員の指名について

第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

第8 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 長野 泰定

主査 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

事務局長

そうしましたら始めたいと思います。只今の出席委員は11名であります。岸本委員から欠席届けが出ておりますが定足数に達しておりますので、ただいまから東神楽町農業委員会総会を開会いたします。農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。今日は4番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、豊かで活力ある農業・農村を築くため、担い手の育成と後進者の確保に努めます。ご着席ください。それでは、会長からごあいさつをいただきます。

あいさつ

会長

それでは、第10回（通算717回）の総会に先立ちまして、ひとことご挨拶申し上げます。本日、岸本委員のお母さまがお亡くなりになったということで、慎んでご冥福をお祈りいたします。先ほど局長からのお話もありましたけれども、直接払交付金の支払い方法が厳正化されるという、まあ当初から厳正化されるという話はあったんですけども、役場でちょっと聞いたところ中畔外しても大丈夫なのかと聞いた時には、大丈夫とは言いませんけれども、戻せるのなら大丈夫です。という言い方をしました。ダメとも言えない、良いとも言えないという形で、まあ怪しい感じの回答がきたんですけど、現況の農業のやり方としてはだめとも言いきれないないということではあったんですけども、基本的にはダメですよ今回はっきりと言われた形になっています。また、直接払交付金なんですけれども、牧草が来年からですか反当10,000円ということで金額を下げられている訳なんですけれども、まあそれ以外にですもね。輸出来米・加工米につきましても金額が減らされていると、我々農業の経営としては非常に厳しいのかなと、厳しくなってくるのかもしれないと思っています。米の需要も悪いということなので、転作も避けられない問題であるということもありまして、この辺も一体化して色々と考えなければいけないなと思っています。農家の形態も売りたい人は増えてくるし、買いたい人は減ってくると、農業委員の仕事の方もだんだん厳しくなってくるのかなと、頭を悩まさなければいけないことが多々出てくるのかなと思いますので、またみなさま方にはですね。色々ご迷惑をおかけすることもあるかと思っておりますけれども、これからもよろしくお願ひしたいと思っておりますということを告げまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

会議録署名委員

会長

それでは<日程第1> 会議録署名委員の指名について、本日は5番野々瀬委員、6番岸本委員、どうしますか？

事務局長

えーそうですね。次の農業委員番号で。

会長

大柿委員ですね。はい。それでは7番大柿委員、よろしくお願ひします。

【報告】概況報告

会長

<日程第2> 報告第1号 農業委員会の概況報告について、事務局よりお願ひします。

武田主事

はい。では、概況報告。11月30日以降における説明をいたします。12月3日、上川地方農業委員会連合会中央部ブロック会会議に小足会長、出席いただいております。12月6日、あっせん委員会、島田代理、伴野農地部長、栗本委員、岸本委員、蒔田委員に参加いただいております。12月9日、3条申請に係る現地確認について、小足会長、島田代理、伴野農地部長に出

席いただいております。最後、12月15日東神楽町議会第4回定例会に小足会長出席いただいております。以上です。

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長

続きまして日程第3議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

武田主事

はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。今回、案件でいきますと5件ございます。まず番号9番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積16,684㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇。解約の成立日につきましては、令和3年12月1日。土地の引渡日については、令和3年12月31日となっております。こちら、合意解約となっております。解約の事由といたしましては、農地の売買を予定しているため、解約したいとなっております。当初契約期間、平成31年4月26日から令和10年11月30日までの強化法で結ばれたものを解約するものとなっております。こちらは、来年度に医療施設の建設を予定している箇所というところで、転用予定地である〇〇さんの農地の一部を解約するものです。こちら地番図の1ページ目をご覧ください。元々ですね。黒枠で囲ってある〇〇の上側にある〇〇と1つの地番になっていましたが、ここが合計7枚の田んぼになっておりまして、そのうち6枚分を解約して、残りの1枚分内の〇〇については、継続して〇〇さんが借りられて麦を作ることになっています。変更契約についても解約されたのちにされる予定になりますので問題ないかと思えます。以上です。

事務局長

続けて補足させていただきます。今、転用の言葉が出ましたけれど、出るべくして出させたんですけれども、この話ですね。これから出て来るんですけど、この話まだ知ってるのはですね。小足会長と島田代理と伊藤伸也委員ですね。ちょっと情報共有はさせていただいているんですけども、地図の場所、だいたい皆さん分かりますかね。議案1号の9番というところですね。これあの長方形でありますけども、この地図の上の〇〇というところは〇〇です。分かりますかね。これあの東1線の道路があって、〇〇にいく旭東線があって、その交差点ですね。この黒い四角で囲ってある部分ですね。医療施設の転用の話が出ていて、かなり具体的なところまでですね。話については構想があります。この話はですね。今年度、すなわち3月までに、転用の案件として総会に上げれるかどうか分かんないんですけど、もしかしたら4月とか、もしかしたら6月、え一場合によっては、ちょっと5月に臨時総会を開かなければならんかもしれません。結構大型な話であります。ここで転用ができるのかどうかという理詰めを、実は事務方の方ですね。北海道農業会議等とは進めておりまして、基本的には行けるだろうということの前提でですね。進んでいる話で、ここには病院、回生苑の隣りのところに病院、クリニックですね。これは東神楽町にとっても良い話ということで、カテゴリーとしてはホスピスです。ホスピスって何という話をすると終末、癌とかの終末を迎えている人の緩和ケア、これに特化したドクターです。いきなり転用の話がボーンと出てきても皆さん、びっくりされても困るので、ちょっと今回の解約に合わせてさせていただきました。また、転用の許可申請書とかの段階ではないので、まあまあ知っている人はいないんですけど、ドクターはもうやる気満々でひじり野のアパートに暮らしてですね。既に訪問診療始めてます。で、知ってる人はですね。ひじり野の方に知っている人がいて、何で知っているのかなと思ったらですね。そのドクターが、東神楽で頑張っていきたいという話をしているということで、東神楽にとっては非常に良い話しかないと考えております。今日のとこ

会長
武田主事

ろで話しができるのはここまでということで、以上です。

続いてお願いします。

番号10番です。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積14,616㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日は令和3年12月1日。土地の引渡日については令和3年12月31日。こちら、合意解約となっております。解約の事由といたしましては、後継者に経営移譲するため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和2年12月24日から令和5年11月30日までの強化法で結ばれたものを解約するものとなっております。こちらこの後、3条の申請の案件にも登場しますが、この度来年1月から、〇〇が息子さんである〇〇さんへと経営移譲の方をされるという話がありまして、それに先立って現在〇〇さんの名義で借りられている農地を息子さんに名義変更するために、解約という運びとなりました。以上です。11番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。ほか2筆。総面積16,482㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日、令和3年12月1日。土地の引渡日も、同じ令和3年12月31日となっております。こちら、合意解約で、解約の事由も同じになります。当初契約期間については、令和2年12月1日から令和5年11月30日までの強化法の解約になります。こちら同様の案件で続きまして、番号12番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積24,157㎡。貸主は棟方康夫さん。借主が〇〇さん。解約成立日、12月1日。土地の引渡日、令和3年12月31日となっております。こちら、合意解約で、事由も一緒です。当初契約期間、令和2年12月1日から令和5年11月30日までの強化法の解約です。以上3件、同一の内容になっています。以上です。

島田代理
島田代理
武田主事

はい。それでは会議規則15条により〇〇の退席を求めます。

それでは15番。いや。13番。よろしくをお願いします。

はい。13番です。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」。ほか1筆。総面積34,400㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日、令和3年12月1日。土地の引渡日、令和3年12月31日となっております。こちら、合意解約となっております。解約の事由は、契約の整理のため、解約したいということになっております。当初契約期間、平成27年3月31日から令和7年3月30日までの強化法の解約となっております。こちら昨年令和2度の国営工事の箇所になっておりまして、契約の変更がまだなされていないところをこの度、筆が増えたことによって、さらに形も変わることによって、一度契約を解約し新規でやり直すものになります。以上です。

島田代理

はい。ありがとうございました。以上、4件・5件ですけれど、農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、報告でよろしいですか。決めさせていただきます。

【議案】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	<日程第4>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。今回、2件あがってきております。まず番号4番です。使用貸借権の設定になりまして、期間が1月1日から無期限の期限を定めない契約となっております。貸主が〇〇さん。借主が〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。ほか21筆。総面積が92,213.69㎡。借主の経営状況につきましては0㎡ということになっておりまして、労力総数が3名となっております。使用貸借になり

	<p>ますので、対価は無償ということで、申請理由といたしましては後継者へ、先ほどもあったんですけど経営移譲を行うため、全地貸し付けたいということになっております。こちら先程お話ししたとおり、お父さんから息子さんへの経営移譲ということになります、その際に農協の組勘等の名義も全て変更するということで今回、農地についても息子さんに貸す手続きを行ったところになります。余談にはなるんですが、〇〇さんの年金の絡みで旧制度の年金については、脱退一時金の方をいただいて関係はございませんし、新制度についても加入してらっしゃらないということで、経営移譲の絡みの年金は一切ないということになります。以上です。</p>
会長	担当、野々瀬委員。
野々瀬委員	<p>はい。〇〇さん70歳をむかえられて、70歳を機に息子さんの〇〇さんに経営移譲をすることです。〇〇さんに関しましては、47歳で就農3年目ということで、あの日は短いのですが、これから7区の若手としてご尽力いただきたいと思いますし、海外で働かれていた経験もありますので、それらも生かして頑張ってくれると思いますので、慎重審議お願いいたします。</p>
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
伊藤委員	あの面識はあるんですか？
野々瀬委員	はい。
伊藤委員	いくつぐらいですか？
野々瀬委員	47歳。〇〇さんの1個下か2つ下ぐらいです。
伊藤委員	近いわ。分かりました。ありがとうございます。こっち今、〇〇さんって言って、〇〇さんって言ってただけど・・・。
事務局	〇〇さんです。
伊藤委員	〇〇さん、〇〇さん。分かりました。
野々瀬委員	ちょうど自分の娘と同級生がいて、一緒に遊んだりしています。
伊藤委員	へー。ありがとうございます。
会長	ほか、ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして番号5番。
武田主事	<p>番号5番です。今回、所有権移転の贈与になります。譲渡人が〇〇さん。譲受人が〇〇さん。所在〇〇。現況地目「畑」。ほか7筆。総面積が68,827㎡。譲受人の経営状況につきましては、199,387㎡を耕作されております。労力総数については2名で、申請の理由につきましては、譲受人の希望により当該農地を贈与したいということになっております。こちら当該農地につきましては、先ほど申し上げたとおり12月9日に、会長、代理、農地部長、事務局にて現地確認をしております。以上です。</p>
伴野委員	<p>はい。只今、事務局の方から説明のあったとおりでございますが、譲受人であります〇〇さんにおかれましては、この地区で30年以上にわたり農業を営んでいる訳でございますが、あの今回お母さんであります〇〇さんがご高齢ということもあり、そういったことも含めまして、当該農地を贈与するといった案件であります。問題はないかと思っておりますが、慎重審議のほどよろしく申し上げます。</p>

会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何か皆さんご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。

【議案】農業経営基盤強化促進法第18条第項の規定による農地利用集積計画の決定について

会長	続きますして<日程第5>議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について、所有権移転及び利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、継続案件については、変更点のみ説明します。事務局より説明願います。その前に・・・。
島田代理	はい。会議規則第15条により〇〇の退席を求めます。
島田代理	はい。それでは番号48番、お願いいたします。
宮原主査	はい。それでは所有権移転関係3件につきまして、1件ごとにご説明いたします。 まず初めに番号48。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇、地番〇〇、現況地目「畑」ほか2筆。合計面積、1,856㎡。売買でありまして、所有権移転日は本日。対価の支払期限は令和4年1月31日までとなっております。売買価格は、400,000円。反当価格は、215,000円となっております。以上です。
島田代理	担当、栗本委員。
栗本委員	只今、事務局から説明があったとおりでございます。補足をいたします当農地は畑で以前はアスパラを作付していました。その後は、庭として景観作物を植え付けて町外から見学者が訪れるほど立派なガーデンとして管理していました。しかし、年齢などを考えてこの度、売買をしたいとあっせんの申し出がありました。あっせんの相手としてはまず水田を購入した〇〇さんにお話ししたところ、地目が畑ということで自身の経営計画にはないということで辞退されました。えー、続いて隣接地を耕作しております〇〇さん、〇〇さん、また同じ行政区の〇〇さんにもお話をしましたが同様の理由で辞退されました。そこで以前、水田を耕作されていた〇〇さんにお話しをしたところ、露地野菜で耕作可能であるので購入の意思があるということで、あっせん候補者にあげさせていただきました。〇〇さんにおかれましては、みなさんご承知のとおり中核の農業者、後継者もいまして立派に経営もされていますので問題はないかと思っておりますのでご審議の方をよろしくお願いいたします。
島田代理	担当委員の説明終わりました。これにつきましてみなさんの方から何かございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
島田代理	はい。無ければ決定いたします。
各委員	(はいとの声)
会長	それでは番号49番。
宮原主査	はい。番号49の説明をいたします。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇地番〇〇、現況地目「田」1筆。面積は4,735㎡。売買でありまして、所有権移転日は本日。対価の支払期限は令和4年1月31日までとなっております。売買価格は、761,000円。田の反当価格は、180,000円となっております。以上です。
会長	担当、伴野委員。
伴野委員	はい。只今、事務局の方から説明があった件でございますが、この度いよいよ来年の春より忠栄高台地区で国営の工事が始まる訳でございますが、それに伴いましてこの秋にようやくと図面の方が、設計の方が完成したということで、図面を見てもらいたい訳なんですけれども、9ペー

ジの図面なんですけれど、当該農地〇〇これが、隣りにあります〇〇、これと合わさりまして1枚になる訳でございます。そういった兼ね合いもありまして、双方ご理解をいただきまして、売買をして名義を変えたいということで、今回の申し出となった訳でございます。価格につきましては、このあたりの平均が200,000円ということで考えて、農地を見ていただければ分かると思いますが、多少形が悪く耕作しづらいこともあり1割減の180,000円とさせていただきます。えー、よろしく慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。

各委員 (ありませんとの声)

会長 はい。無ければ決定いたします。

会長 続きまして50番。

宮原主査 はい。8ページご覧ください。所有権移転関係、最後の案件になります。番号50。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇地番〇〇、現況地目「田」1筆。面積は3,545㎡。売買でありまして、所有権移転日は本日。対価の支払期限は令和4年1月31日までとなっております。売買価格は、497,000円。反当価格は、180,000円となっております。以上です。

会長 担当、伴野委員。

伴野委員 はい。只今、事務局から説明のあったとおりでございますが、先ほどと同じ今回国営に関する案件ではございます。今回の当該農地が10ページなんですけれども、〇〇、〇〇さんの所有する土地があるのですが、今回上にあります〇〇とくっつけて設計されております。そういった関係で、〇〇さんより売買をしたいということで申し出となった訳でございます。まあ価格につきましては、先ほどと同じような条件で、多少形がいびつそういったこともありまして、1割下げさせていただきますまして180,000円と了承を得ました。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。

各委員 (ありませんとの声)

会長 無ければ決定いたします。

会長 他にご意見・ご質問はございませんか。

各委員 (ありませんとの声)

会長 無ければ決定いたします。

会長 それでは利用権設定関係51番。

武田主事 続きまして利用権設定関係になります。今回、新規案件が9件。継続案件が17件となっております。まず51番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が1,071㎡。こちら貸借権の賃貸借となっております。利用権設定の始期に関しては、1月1日から令和6年11月30日までの3年間となっております。賃借料につきましては、12,750円。反当価格は15,000円となっております。こちら地番図の11ページをご覧くださいと思いますが、もともとこの小さい四角の右側の下の方にある315-1の内2という田を元々、堤さんが作ってまして、今回その細い部分も賃貸を交わされるということで、反当価格及び賃貸期間については、既存の契約と合わせるような格好となりました。以上です。

会長 担当、安藤委員。

安藤委員	ただいま、事務局の説明があったとおりです。今回の当該区域なんですけれど、なぜ今頃にと いう話しなんです、〇〇さんが賃貸をこちらの〇〇というところを借りる際に、〇〇さんの方 でこちらの当該区域を自分で作りたいということで残してあったそうでございます。で今回、〇 〇さんの方でこちらの方も作る予定がなくなって、借りてくれないかということで〇〇君のとこ ろへ話しがあったということでありまして、で、〇〇君にお願いしたところ借りていただけるとい うことで、金額の方も同じとなった次第でございます。堤君に関しては、みなさまご存知のと おりしっかりと経営をされている方でありまして、何ら問題はないかと思っておりますが、慎重な審議よろ しくお願いします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
伊藤委員	すみません。ちょっと聞きたいんですけど、〇〇さんがいま耕作されているのは水田ですよ。ね。 この当該農地は田で使えるのですか？
安藤委員	田で使う予定と本人は言っておりました。ただ、もう何年も畑みたいな形で使っておりまして、 大きな部分と繋げて8畝ほどしかないんですが使うようです。
会長	これ大きいところ、堤君の借りているところは15,000円ということですか？
安藤委員	そうですね。
会長	こっちに合わせたという感じですね。
会長	あと何かご意見・ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	次は番号52番。
武田主事	はい。52番から56番まで同一の案件になりますので、いっぺんにしても・・・。
会長	まあ、同一。受けるのは一緒なんですけど、貸し手側は違うので、55・56は良いんだけど。 相手がちょっと変わっているのですみません。
武田主事	52番。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番 〇〇。現況地目「田」。面積が18,725㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております、 利用権の設定の始期については、1月1日から令和6年11月30日までの3年間。賃借料につ きましては、248,920円。反当価格は14,000円となっております。先程からの話し でありまして、〇〇さんから〇〇さんへの経営移譲で、もともと〇〇さんの名義で借りていた土 地を今回、〇〇さんの名義で新規で賃貸するものとなっております。先ほどの解約の中に〇〇さん のものなかったんですが、この〇〇さんとの賃貸契約については、今年の11月30日で期間が 終了しましたので、解約の案件にはございませんでしたということを申し添えておきます。以上 です。
会長	担当、野々瀬委員。
野々瀬委員	先ほどの経営移譲の件ですね。こちら〇〇さんのお父さんが耕作されていた土地でしたが、 経営移譲されたということで〇〇さんが耕作されるということで、引き続きの案件となっており ます。賃貸価格につきましては、14,000円と中央7区の相場で設定しております。何ら問 題ないかとは思いますが、慎重審議のほどよろしく申し上げます。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。

武田主事	53番。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が14,616㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、1月1日から令和6年11月30日までの3年間で、賃借料につきましては、192,000円。反当価格は14,000円となっております。こちらも52番の案件と同様の内容になります。以上です。
会長 野々瀬委員	担当、野々瀬委員。 こちらも先ほどと同じ経営移譲の案件となっております。所有者であります〇〇さんは、長年水田を作れないとうことで〇〇さんに貸しておかれまして、〇〇さんから〇〇さんに経営移譲されるということで、問題ないかと思いますが慎重審議のほどお願いします
会長 各委員	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。 (ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	54番。
武田主事	はい。54番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。ほか2筆。総面積が16,482㎡。こちらも貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期については、1月1日から令和6年11月30日までの3年間で、賃借料については、218,000円。反当価格は14,000円となっております。こちらも同様の案件となっております。以上です。
会長 野々瀬委員	担当、野々瀬委員。 はい。こちらも経営移譲の件であがってきていた案件です。〇〇さんのお宅の向かえにある〇〇さんのお宅と水田がありまして、耕作しやすい場所にあると思います。何ら問題ない案件であると思いますが、慎重審議をよろしく願いいたします。
会長 各委員	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。 (ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして、55番・56番につきましては、一括で説明願います。
武田主事	はい。では55番と56番、説明いたします。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が24,157㎡。こちらが貸借権の設定で賃貸借となっております。で、あともう1つ56番については、所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」。面積が1,970.51㎡となっております。貸借権の設定で使用貸借となっております。利用権の設定の期間については、始期が1月1日から令和6年11月30日までの3年間の契約となっております。賃借料につきましては、322,000円。反当価格は田で14,000円となつてまして、もう一方使用貸借の方は田以外の畑については、今までも〇〇さん名義であった時も無償で賃貸ということだったので、今回同じく畑の方は無償で賃貸ということになりました。以上です。
会長 野々瀬委員	担当、野々瀬委員。 こちらも経営移譲の案件となっております。先ほどの〇〇さんの隣りになりまして、作りやすい場所ではあります。56番に関しましては、宅地の裏側に小さな畑がありまして作業機が入りづらいということで、長年無償で借りられているということです。問題ない案件かと思いますが、慎重審議お願いします。

会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	57番。
武田主事	はい。57番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在字〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。ほか3筆。総面積が42,095㎡。貸借権の設定で貸借となっております。利用権の設定の始期については、1月1日から令和6年11月30日までの3年間となっております。賃借料につきましては、345,000円。反当価格は10,000円となっております。以上です。
会長	担当、大柿委員。
大柿委員	はい。えー、ただいま事務局の方から説明があったとおりでございます。まず〇〇さんにおかれましては高齢ということで、今年の秋にですね。令和4年度から全面積を耕作するのは不安だという相談がございまして、稲荷地区の農家の方に賃貸の相談をしたんですけど、稲荷地区にはおりませんでしたので、図面の中で見ていただくと〇〇さんの番号が〇〇というところがありまして、〇〇さんが〇〇ということで耕作されています。それで、横に隣接されています〇〇さんに相談したところ、作っても良いということで承諾をいただきました。一応、本人の方は売買も想定していたんですけど、今回〇〇さんの方で賃貸を希望されましたので、3年ということにさせていただきました。あと、なお〇〇さんにおかれましては、宅地横に2町切れるほどあるんですけど、それに関しては自分でまだやってみたいという希望もありましたので、えーそれを止める理由はありませんので、できるのなら頑張ってくださいとお願いしまして、あと2町ちょっと切れるくらいの水田は、来年以降も耕作されます。〇〇さんにおかれましては、この高台一帯を耕作されてまして特段問題はないかと思っておりますけれどもよろしくお願ひします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
島田代理	会議規則15条の規則により〇〇の退席を求めます。
島田代理 武田主事	続きまして、番号58番及び59番、一括して事務局より説明願ひます。 はい。では、まず58番からいきます。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」。ほか3筆。総面積が34,755㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、1月1日から令和6年11月30日までの3年間となっております。賃借料につきましては、458,000円。反当価格、田で15,000円、畑で7,000円となっております。こちら地番図の18ページ、19ページをご覧いただきたいと思いますが、こちら先ほどの解約の案件にも出てきておりますが、令和2年昨年度基盤整備が入りまして、19ページのような形の圃場となりました。で、それをですね底地にある地番に合わせてですね。今回、〇〇と〇〇という田の部分とその右側の小さい2つの部分。畑の部分賃貸するという形になりました。続きまして59番の方はですね。地番図の方については、21ページの方になりますが、今回の基盤整備が入った脇にある畑となっております。こちらについては形の方もかなり細く、土地も良くないというので既存の契約でもこの部分は無償で賃貸、使用貸借をされていたというところで、今回形も変わらないことになり

	ますので使用貸借で新規でさせていただくという内容になりました。以上です。
島田代理 栗本委員	はい。担当、栗本委員。 はい。えー。ただいま事務局から説明がありましたとおりでございます。国営の関係でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
島田代理 各委員	はい。担当委員の説明が終わりました。みなさんの方から何かありませんか。 (ありませんとの声)
島田代理 会長	無ければ決定いたします。 次からは継続ですね。えー60番。
武田主事	それでは継続案件については変更点のみご説明させていただきます。まず60番です。変更は ございまん。
会長	えー61番につきましては、会議規則15条により〇〇委員の退席を求めます。あつすみませ ん。63番までです。
武田主事	61番、変更点特にありません。62番、賃貸期間につきましては、元々3年間の設定をして おりましたが、この度ほかの賃貸契約と合わせまして5年間。2年間伸びたような格好になりま す。最後、63番については変更点、特にございません。
会長	64番。お願ひします。
武田主事	64番につきましても変更点特にございません。65番につきましては、変更点は特にありま せんが、今こちらの土地の所有者については〇〇さんという方の名義になっていますが、この方 2年前ぐらいに亡くなっておりますが、その後相続の登記の方をまだなされていません。ただい ま、推定相続人と呼ばれる方が奥さんである〇〇さんという方と息子さんが長男さん・次男さん がいらっしゃるって3人の相続人がいる内の奥さん〇〇さんと長男の〇〇さんの同意が得られて ですね。これで過半以上の同意が得られたということで賃貸契約を結べるという恰好になりまし た。以上です。
会長	えー会議規則15条の規定に基づき〇〇委員の退席を求めます。
会長	66番。
武田主事	こちら賃貸期間については、当初5年間だったものを2年間に短縮しております。以上です。
会長	67番お願ひします。
武田主事	はい。67番についても賃貸期間については、5年だったのが7年間に。他の契約と全て合わ せるよう、全て7年間という形になりました。68番については、反当価格を今まで15,000 0円でやっていたものを今回14,0000円ということで変更しまして、おのずと賃貸料の方も 減額されております。69番については変更特にございませんが、元々この2つの地番について は別々の契約で分かれていたもので、ただ終期が終わりだったもので今回1本にまとめたよう な形になりました。以上です。あつ、はい。続きまして70番も特に変更はございませんが、利用 権の設定の始期・終期が12月26日から10年間という形で、こちら〇〇さんの経営移譲年金 の特定貸付の関係で、このような設定となっております。以上です。で、71番について特に変 更ありません。72番変更ございません。73番変更ありません。74番も変更ございません。 75も変更特にございません。最後、76番につきましては賃貸期間の方が元々5年だったのが、 3年に短くなったこととなります。以上です。
会長	継続案件ですけれども、何かご意見・ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)

会長

無ければ決定いたします。

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	続きまして日程6議案第4号。あっせん委員の指名について、事務局より説明願います。
宮原主査	はい。今回は2件のあっせん申出案件があります。いずれも申出理由は売買で、農振農用地区域内の土地であります。それでは、番号13・14と続けて説明させていただきます。番号13。申出人住所〇〇。氏名は〇〇さん。所在〇〇、現況地目「田」。面積は、20,601㎡。田の水張面積18,629㎡となっております。番号14。申出人住所〇〇。氏名は〇〇さん。所在〇〇、現況地目「田」。面積は、19,104㎡であります。土地の詳細、地番図につきましては、22・23ページの方でご確認願います。以上です。
会長	あっせん委員の指名については会長一任でよろしいでしょうか。
各委員	(はいとの声)
会長	番号13番・14番、同一地域でございますのであっせん委員の方は同じでございます。島田代理、伴野委員、小足会長、栗本委員。13番、14番、同じ方でございます。よろしくお願いたします。

【議案】 農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

会長	続きまして<日程第7>議案第5号 農業経営基盤強化促進法16条第1項による要請について、事務局より説明願います。
宮原主査	はい。それではこちら農用地の買入協議について説明いたします。今回は2件となっております。番号2。申出人、北原武さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。合計面積が38,896.18㎡。こちらあっせんの申出年月日につきましては令和3年10月19日となっております。続きまして、19ページをご覧ください。番号3。申出人〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか10筆。合計面積が87,789㎡。あっせんの申出年月日につきましては令和3年11月15日となっております。それぞれの土地は、面積が広大でありまして、調整がうまくいかなかったため今回公社に買入協議の要請を行うこととなっております。以上です。
会長	2番の担当者、野々瀬委員。
野々瀬委員	こちらの土地は隣りに金田ファームさんがあります。事務局に〇〇さんから土地を売りたいと相談がありまして、こちらの図面24ページの〇〇、〇〇の境界のところ少し納屋が被っているような感じがありまして、そちらと上の〇〇と〇〇のところには車庫が、〇〇ですね。車庫が被っているような感じでありまして、農地台帳の航空写真の方でも確認をしまして、公社の買入を申出するにあたり土地に建物が被っていると、公社が買入をしてくれないということで、で実際〇〇のところにかかってました大きな納屋ですね。納屋が多少、航空写真だと被っている感じだったので、実際現場を確認したところ、被っているのがげやの部分で、もしかしたらげやを取り壊せばいけるかなと、再度事務局に戻りましてアップした航空写真で確認したところ、げやだけでなく納屋の中心付近まで及んでいるということで、このままでは厳しいということで、尚且つこちら国営の受益地にもなっておりますので、国営側としてもこちらを土地の名前を変えてこうやるというのは、NGということで、もし可能でしたら納屋をきれいにしていただいて、〇〇と

	<p>いうのも一緒に公社に買入してもらうのが良いのではないかと話しをさせていただいたのですが、自分自身で手をかけられた納屋ということで、どうしても壊したくないということで、それである〇〇と〇〇というのがあるんですが、こちら〇〇の部分は畑でして〇〇さんに無償で貸していた部分なんですが、ここも分筆をして売るということで年末に分筆されて、車庫が被っていた部分も〇〇と〇〇が元々繋がってまして、このままだと売れないということで縦に線を引く形で分筆しまして〇〇と〇〇を分けて、〇〇を買入してもらう形になりました。土地を持っていたいということだったんですが、年齢も84ということですのでごく悩んで、今回自分ももう年だからどうなるか分からないということで、売れるところは売り、売れないところは賃貸したいということでまとまった案件でございます。問題ないかと思いますが慎重審議のほどよろしく願いいたします。</p>
武田主事	<p>野々瀬委員の案件、補足で説明させていただくんですが、今回金額、面積かなり広大ということで、あっせんの方は不成立というところで公社へ今回買入の申出をすることになるんですが、来月買入要請をしたのちに、公社との買入協議をするような格好で、1月総会にかかるかなと思うんですけども、その際に先ほど野々瀬委員に説明いただいたところが実はですね。今回〇〇というこの道路の手前にある小さいこの土地。こちらも田です。この中に耕地図入っています。それとこの〇〇の裏にある〇〇、こちら畑になっています。今回、なぜこの農地を公社に売りに出さなかったかというと、野々瀬委員の先ほど説明にあったとおり、この〇〇と〇〇の境界に、建物がど真ん中にちょうど建っていますよというところ、さらに〇〇についても〇〇との境界に車庫が建ってますよというところで、建物がちょうど真ん中に建ってしまうと、他人の土地にまたがってしまう形になるので、その建物の所有権の所在が行方不明になってしまうよというところ、そういった土地に関しては公社の方ではその境界をはっきりさせないことには買入をしてくれないよという話しがございまして、本来この公社の買入で14も2もあげたら良かったんですけども、そういった絡みがあって今回この部分は売らないで、それ以外の土地を今回あっせんを出そうという話しになりまして、今回4筆ですね。あっせんを出したという経緯がございまして。元々、この〇〇というのはこの左側にある〇〇という土地と同一の合体したL字型の大きい〇〇という土地だったんですけど、今回建物の被りがあったのでその部分を排除するために分筆をかけてもらったという経緯がございまして。そういった絡みがありまして、一応来月の総会でもうちょっと分かり易くなるんでないかと思うんですけど、今回買入協議を出した4筆の公社への買入の案件と、プラスこの〇〇と〇〇の土地についても〇〇さんの方で耕作されていますので、この部分についてはまた賃貸でつなぐという案件も出てきますので、その時に改めて図面とかも出てきますので、その時に改めて説明させていただきたいと思っております。一応、補足の説明でした。</p>
会長	<p>担当者の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ、申出者及び公社へ買入協議を行う旨の通知をされるよう要請します。続きまして3番、伊藤委員説明をお願いします。</p>
伊藤委員	<p>はい。〇〇さんですが、もう農家を離れて20年近くなるんですが、お父さまが亡くなられて7回忌が終わったということで、〇〇さんの息子さんなんですけど、今回あっせんをして欲しいと、売買をして欲しいとの申出がありました。現在、〇〇君が耕作されているんですが、面積と</p>

	売買の金額が高額なために公社につないだ案件となります。以上です。慎重審議のほどよろしく お願いします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ、申出者及び公社へ買入協議を行う旨の通知をされるよう要請します。

【その他】

会長	続きますして日程 8 その他。
事務局	① 1 月総会の日程について ② 賃貸借契約で耕作していた農地の一部を購入した場合の取扱いについて
会長	全体を通して何かご意見ご質問ございませんか。なければですね。総会の方は閉めたいと 思います。本日はご苦労さまでした。